



6 半総第 961 号
令和 6 年 9 月 4 日

関 係 部 課 等 長 殿

半 田 市 指 名 審 査 会 会 長
副市長 山 本 卓 美

指 名 停 止 決 定 通 知 書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

1 指名停止業者

整理番号 3-15900 アイリスチトセ（株）中部支店

2 指名停止期間

令和 6 年 9 月 5 日から令和 6 年 1 2 月 4 日まで 3 か月間

3 指名停止理由

対象業者が、すくなくとも北海道札幌市内ほか 5 件の工事において、建設業法第 26 条第 2 項の規定に違反し、監理技術者を配置していなかったとして、令和 6 年 7 月 26 日付で宮城県知事より建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けたことによる。